

理事の職務分担を定める件について

地方独立行政法人大阪府立病院機構役員規程第3条第3項に基づき、理事の職務分担を次のとおり定める。

令和6年4月1日

名称	担当業務	担当する理事
経営・労務担当理事	1. 経営企画、人事及び労務などに関すること 2. その他理事長が必要と認める職務に関すること	酒井理事兼本部事務局長
大阪急性期・総合医療センター担当理事	1. 大阪急性期・総合医療センターにおける政策医療の提供及び経営に関すること 2. その他理事長が必要と認める職務に関すること	嶋津理事兼大阪急性期・総合医療センター総長
大阪はびきの医療センター担当理事	1. 大阪はびきの医療センターにおける政策医療の提供及び経営に関すること 2. その他理事長が必要と認める職務に関すること	山口理事兼大阪はびきの医療センター院長
大阪精神医療センター担当理事	1. 大阪精神医療センターにおける政策医療の提供及び経営に関すること 2. その他理事長が必要と認める職務に関すること	岩田理事兼大阪精神医療センター院長
大阪国際がんセンター担当理事	1. 大阪国際がんセンターにおける政策医療の提供及び経営に関すること 2. その他理事長が必要と認める職務に関すること	松浦理事兼大阪国際がんセンター総長
大阪母子医療センター担当理事	1. 大阪母子医療センターにおける政策医療の提供及び経営に関すること 2. その他理事長が必要と認める職務に関すること	倉智理事兼大阪母子医療センター総長